注意！インターネット**での**

1年生

ドラッグレター　（2017年　９月号）

医薬品購入

2014年6月12日、法律の改正により、**一般用医薬品**は、厚生労働省が許可した薬局やドラッグストアから

**インターネットを使っての購入もできるように**なりました。しかし、この制度は本来、薬局やドラッグ

ストアが近くになく、医薬品を購入できない**過疎地域の人のための制度**です。**インターネット**には様々な**デメリット**や**危険**が潜んでいるので、**インターネットでの医薬品購入は、やむを得ず直接、薬局や**

**ドラッグストアに行けない時だけの臨時手段とすべきです。**

インターネットでの医薬品の買い方

1. **使用者の状態確認**：メールなどで、性別や年齢、症状のほか、必要な情報を送ります。
2. **情報提供**：薬剤師や登録販売者から、メールなどを通じて使用者の状態に応じた個別の情報提供が行われます。
3. **情報を理解したことの確認**：薬剤師や登録販売者から提供された情報を理解したことや質問の有無を返信します。
4. **販売（商品の発送）**：薬剤師や登録販売者から、一般用医薬品が販売（発送）されます。
5. **状態確認**



1. **情報提供**
2. **返信**

薬剤師・登録販売者

使用者

**④ 販売（発送）**

**インターネット**を使っての医薬品購入は手軽で便利ですが、直接、薬局やドラッグストアに行った方があなたに合った医薬品を購入できるのです！ なぜなら**薬剤師**や**登録販売者**は、購入しようとする人の**表情**や**しゃべり方、雰囲気、歩き方**など、**メールなどでは得られない情報も得て判断できる**からです。また、医薬品の使い方や注意点の説明を受けたり、分からないことに対して質問する時も、メールよりスムーズに行うことができます。

困ったことに、**インターネット**上には、一般用医薬品の販売許可を得ていない**違法な販売サイト**、法律による安全性が確認されていない**海外の医薬品**や**偽造医薬品**を販売しているサイトなどもあり、それらによる**健康被害**や**消費者トラブル**も数多く発生しています。

　　海外から個人輸入した医薬品は、日本の法律に基づいて国内に流通しているものに比べて、

海外の医薬品

様々な**品質上のリスク**などが潜んでいます。

偽造医薬品

　　　**有効成分を含まないもの、違う成分が含まれているもの、不純物を含むもの**などが

あります。正規品に極めて類似した色・形をしており、判別するのが困難な場合が多いです。

このように、インターネットでの医薬品購入には様々な危険が潜んでいるため、安易なインターネットでの

医薬品購入はすすめられないのです。

政府広報オンライン

<http://www.govonline.go.jp/useful/article/201403/2.html>

**《 －出張相談会－　 保健室に学校薬剤師が来ます 》**

ドラッグレター、医薬品や健康などについて、質問・相談が

ある人は保健室まで！

**●月●日　●時●分～●時●分**

作成・発行元